

管 第 274 号
令和5年3月31日

各部（局）長 殿

土 木 部 長

富山県土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正について（通知）

このことについて、別添のとおり改正したので通知します。
なお、改正内容及び適用時期は下記のとおりです。

記

1 改正内容

- ・ 前払金保証の保証証書について電磁的方法による措置を認めるもの
（第33条、第34条関係）
- ・ 電子契約導入に係る規定整備
（工事請負契約書（表書き）契約書の作成・保管に関する規定）
- ・ 暴力団排除の対象を拡大
（第42条関係）
- ・ 談合等が発覚した場合の契約解除規定整備
（第42条関係）
- ・ 遅延利息率に関する規定整備
（第33条、第48条、第49条、第50条、第55条関係） 等

2 適用時期

令和5年4月1日以後に契約を締結する委託業務から適用する。

事務担当 管理課 入札契約係

富山県土木設計業務等標準委託契約約款の一部改正 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>土木設計業務等委託契約書</p> <p>1 委託業務の名称</p> <p>2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>3 委託料 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</p> <p>4 契約保証金 免除</p> <p>上記の委託業務について、発注者富山県（以下単に「発注者」という。）と受注者（以下単に「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の各項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p><u>本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。</u> <u>(新設)</u></p>	<p>土木設計業務等委託契約書</p> <p>1 委託業務の名称</p> <p>2 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>3 委託料 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</p> <p>4 契約保証金 免除</p> <p>上記の委託業務について、発注者富山県（以下単に「発注者」という。）と受注者（以下単に「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の各項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p><u>(7)本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。</u> <u>(1)本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、電子署名、各自その電磁的記録を保管する。</u> <u>(注) (7)は紙の契約書を採用する場合、(1)は電子契約を採用する場合に使用する。</u></p> <p>年 月 日</p> <p>発注者 住 氏 所 名 印 受注者 住 氏 所 名 印</p>	<p>電子契約導入に係る規定整備</p>

第1条～第32条 略

(前金払)

(7) 第33条 受注者は、富山県土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和40年富山県規則第36号)の定めるところにより、委託料が100万円以上の場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(新設)

- 2 発注者は、前 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の内前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5を超えるときは、委託料

第1条～第32条 略

(前金払)

(7) 第33条 受注者は、富山県土木建築工事費の前金払取扱規則(昭和40年富山県規則第36号)の定めるところにより、委託料が100万円以上の場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができ、この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の内前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5を超えるときは、委託料

保証証書の寄託に代えて電磁的方法による措置を可能とするもの

が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならぬ。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から著しく不適当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(イ) 第33条 受注者は、富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）の定めるところにより、第54条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額が100万円以上の場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、第54条第1項の各年度の支払限度額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、前会計年度末における出

が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならぬ。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から著しく不適当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約を締結

した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(イ) 第33条 受注者は、富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）の定めるところにより、第54条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額が100万円以上の場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、第54条第1項の各年度の支払限度額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、前会計年度末における出

規定整備

来高が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、発注者が必要と認める場合を除き、受注者は、前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

(新設)

2 発注者は、前 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額の第54条第1項の各年度の支払限度額の10分の3から当該年度において受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、当該年度において受領済みの前払金額が減額後の第54条第1項に定める当該年度の支払限度額の10分の5を超えたときは、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者

来高が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、発注者が必要と認める場合を除き、受注者は、前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額の第54条第1項の各年度の支払限度額の10分の3から当該年度において受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、当該年度において受領済みの前払金額が減額後の第54条第1項に定める当該年度の支払限度額の10分の5を超えたときは、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者

保証証書の寄託に代えて電磁的方法による措置を可能とするもの

<p>が定め、受注者に通知する。</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間に応じて、その日数に応じ、<u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</u></p> <p>第34条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p> <p>3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第35条～第41条 略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれ</p>	<p>が定め、受注者に通知する。</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間に応じて、その日数に応じ、<u>この契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</u></p> <p>第34条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更して変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社社に直ちに通知するものとする。</p> <p>第35条～第41条 略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかにかに該当するとき</p>	<p>保証証書の寄託に代えて電磁的方法による措置を可能とするもの</p>
--	--	--------------------------------------

カ～キ 略

ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（新設）

カ～キ 略

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（10）受注者がこの契約に関して、次のいずれかにかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合

規定整備

を含む。)

ウ 受注者(法人の場合)にあっては、その役員又はその使用人
について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198
条による刑が確定したとき。

第43条～第47条 略
(解除に伴う措置)

第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第
33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第
42条又は次条第3項の規定による解除にあっては当該前払金の
額(第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分
引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金
の支払いの日から返還の日までの日数に応じこの契約を締結し
た日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務
大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第
40条、第44条又は第45条の規定による解除にあっては当該前払金
の額を発注者に返還しなければならない。

規定整備

第43条～第47条 略
(解除に伴う措置)

第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第
33条の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第
42条又は次条第3項の規定による解除にあっては当該前払金の
額(第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分
引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金
の支払いの日から返還の日までの日数に応じ
支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務
大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第
40条、第44条又は第45条の規定による解除にあっては当該前払金
の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除さ
れ、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われ
る場合において、発注者は、第33条の規定による前払金があつた
場合においては当該前払金の額(第36条の規定による部分引渡し
があつた場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を
控除した額)を、第52条の規定により受注者が賠償金を支払わな
ければならない場合においては当該賠償金の額を、それぞれ前条
第3項の規定により定められた既履行部分に相応する委託料か
ら控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金に

<p>なお余剰があるときは、受注者は、第41条、第42条又は次条第3項の規定による解除にあつては当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第49条～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。</u></p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</u></p> <p>第51条 略</p>	<p>なお余剰があるときは、受注者は、第41条、第42条又は次条第3項の規定による解除にあつては当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、<u>この契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第44条又は第45条の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第49条～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から既履行部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>この契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。</u></p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>この契約を締結した日における支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</u></p> <p>第51条 略</p>	<p>規定整備</p>	<p>規定整備</p>
--	--	-------------	-------------

<p>(賠償の予約)</p> <p>第52条 受注者は、この契約に関して、<u>第42条第9号クからココまで</u>のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>(賠償の予約)</p> <p>第52条 受注者は、この契約に関して、<u>第42条第10号</u>のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p>	<p>規定整備</p>
<p>(1) <u>第42条第9号ク又はケ</u> に該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。</p>	<p>(1) <u>第42条第10号ア又はイ</u> に該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。</p>	<p>規定整備</p>
<p>(2) <u>第42条第9号コ</u>に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</p>	<p>(2) <u>第42条第10号ウ</u>に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</p>	<p>規定整備</p>
<p>2～3 略</p> <p>第53条～第54条 略</p> <p>(賠償金等の徴収)</p>	<p>2～3 略</p> <p>第53条～第54条 略</p> <p>(賠償金等の徴収)</p>	
<p>第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は連約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日までの日数に応じ<u>支払遅延</u>防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p>	<p>第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は連約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日までの日数に応じ<u>この契約を締結した日における支払遅延</u>防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p>	<p>規定整備</p>
<p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に</p>	<p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に</p>	

<p>つき <u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。</u> 第56条～第57条 略 (注) 略</p>	<p>つき <u>この契約を締結した日における</u>支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。 第56条～第57条 略 (注) 略</p>	<p>規定整備</p>
--	--	-------------

建 技 第 4 9 2 号
平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

測量業務、地質調査業務、設計業務等共通仕様書の運用について（通知）

このことについて、平成 1 4 年 7 月 2 日付け企用第 4 5 3 号で通知した運用を行っているところであるが、下記のとおり改定するので、通知する。

記

- 1 改定内容
RCCM資格制度の改定に伴う実務経験年数の変更（別紙参照）
（従来の年数よりそれぞれ 3 年短縮）
- 2 適用時期
平成 2 2 年 1 2 月 1 日以降に契約を締結する業務に適用する。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）

別紙 1

測量業務、地質調査業務、設計業務等共通仕様書の運用について

1 「同等の能力と経験を有する技術者」の基準

地質調査業務共通仕様書第102条第6項、設計業務等共通仕様書第1102条第6項の「同等の能力と経験を有する技術者」の基準については、以下のとおりとする。

1) 管理技術者

大学卒の場合 実務経験年数10年以上

短大・高専卒の場合 実務経験年数12年以上

高校卒の場合 実務経験年数14年以上

2) 照査技術者

大学卒の場合 実務経験年数10年以上

短大・高専卒の場合 実務経験年数12年以上

高校卒の場合 実務経験年数14年以上

2 管理技術者及び照査技術者についての留意事項

1) 管理技術者及び照査技術者の資格・経歴については、経歴書の提出により確認する。

2) 土木設計業務等標準委託契約約款第10条第2項の規定により、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

3) 管理技術者及び照査技術者は、他の業務と兼務しても支障が出るとは言い難いため、専任を要しないこととし、さらに同一人が兼ねられる業務の数に制限を付けないこととする。

4) 管理技術者及び照査技術者の資格の内容は、業務の部門にかかわらず認めることとする。

3 指示書により業務内容を変更できる範囲

請負対象設計金額の2割未満で、かつ、200万円未満の増額又は減額の範囲内とする。

4 身分証明書の交付

1) 受注者は、別紙2により「身分証明書交付願」を提出し、それに対して発注者は、別紙3の「身分証明書」を発行する。

2) 交付範囲は、立入者全てを対象とする。

3) 顔写真は、不要とする。

4) 証明者は、実施機関の長（事務所長）とする。

5) 交付願いについては、調査職員が打合せの段階で立入りの必要性を確認し、受付けるものとする。

5 測量業務等共通仕様書第2条における「公共測量作業規程」

実施する測量が、測量法第5条に規定する「公共測量」の場合、「公共測量作業規程」により実施するものとするが、測量法第6条に規定する「公共測量以外の測量」の場合についても「規程」を準用（公共測量に必要な手続きに関する規定等は除く。）して実施するものとする。（公共測量の定義については、別紙4を参照）

6 第1211条における「成果品作成要領」及び「数量集計表様式」

1) 「成果品作成要領」は、北陸地方建設局「設計要領（道路編）〔報告書作成の手引き（案）〕を参照すること。

2) 「数量集計表様式」は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ等を参照すること。〔<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>〕

別紙 2

様式第 号

年 月 日

所 長 殿

受注者 住所

氏名

印

身 分 証 明 書 交 付 願

下記の者の身分証明書交付をお願いします。

記

1 委託業務の名称

2 委託業務の場所

所 属	役 職	氏 名	有 効 期 限
			平成 年 月 日～平成 年 月 日

別紙 3

身 分 証 明 書

住所

所属（会社名）

氏名

上記の者は、富山県が行う公共事業のために、富山県からの委託に基づき、下記業務における測量又は調査に従事する者であることを証明します。

事業及び業務名

有効期限 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

発行日 平成 年 月 日

発行者 住所
氏名

事務所長

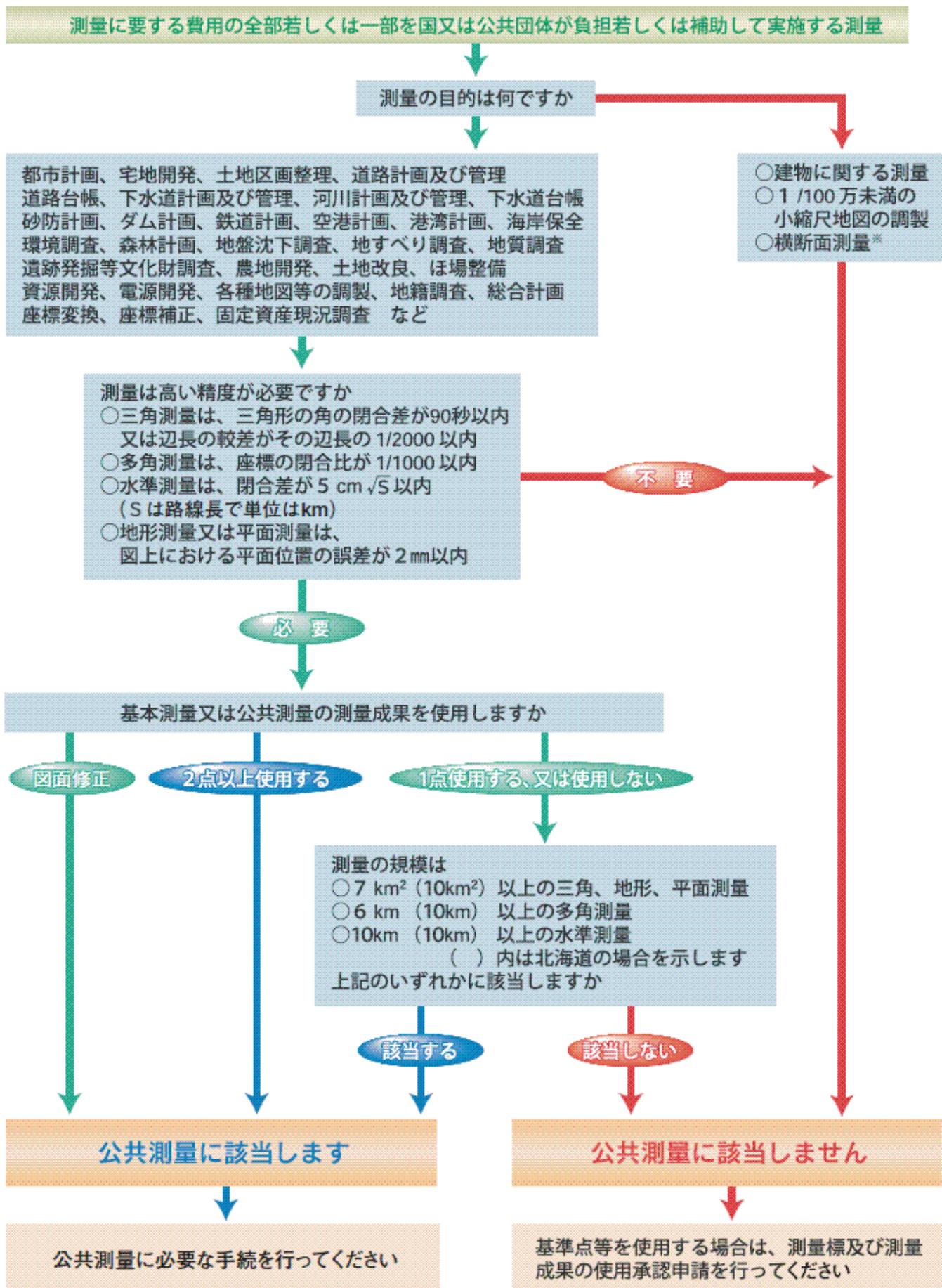
印

※身分証明書裏面

本証を携帯し業務を行う者は、次のことを遵守しなければならない。

- 1 業務を行うに当たっては、本証を携帯し、土地等の権利者から請求があったときは提示しなければならない。
- 2 業務で知り得た土地等の権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。
- 3 業務が土地等の権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動は慎まなければならない。
- 4 他人の土地に入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の所有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。
- 5 宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立入の際にあらかじめ当該土地の占有者にその旨を告げなければならない。
- 6 日出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。
- 7 当該調査等に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。
- 8 本証を紛失又は毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。
- 9 根拠法令 法第 条

公共測量（測量法第5条）に該当する測量



*横断面測量は、おおむね道路、河川等の幅員がその測量地域であるため、局地的測量又は高度な精度を必要としない測量の範囲に含まれ、公共測量作業規程の横断面測量とは異なる測量です。

農 整 第 687 号
建 技 第 463 号
検 第 14 号
平成 29 年 3 月 21 日

関係各課長
出先機関の長 殿

農 林 水 産 部 長
土 木 部 長
出 納 局 長

低入札案件における委託業務の実施体制の強化について（通知）

調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者と契約を締結する委託業務の実施体制を以下のとおり強化することとしたので通知します。

1 実施体制の強化

調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者と契約を締結する委託業務については、特記仕様書又は特別仕様書（以下「特記仕様書等」という。）に定める全ての打合せに照査技術者が同席の上、別紙 1 の照査要領等に基づく照査状況の報告を調査職員に行うものとする。

（1）対象業務

・設計業務共通仕様書（農林水産部）及び設計業務等共通仕様書（土木部）を適用する業務を対象とする（ただし、富山県設計業務等成績評定要領に定める単純調査業務（別紙 2 参照）及び照査技術者を配置しない業務並びに地質・土質・地すべり調査業務共通仕様書、測量業務共通仕様書、用地調査業務等共通仕様書（いずれも農林水産部）、測量業務共通仕様書、地質調査業務共通仕様書、建築設計業務委託共通仕様書（いずれも土木部）を適用する業務を除く）。

（2）特記仕様書等における明示

照査技術者による照査状況の報告については、特記仕様書等に次のとおり明示する（調査基準価格を設定する委託業務に限る。）こととする。

<例文>

（低入札となった場合の照査）
第〇条 入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、特記仕様書第〇条に定める全ての打合せに照査技術者が同席の上、設計業務等照査要領（富山県土木部）に基づく照査状況の報告を調査職員に行うものとする。

（3）業務計画書への記載

照査技術者による照査状況の報告の時期及び報告項目等について業務計画書に記載する。

（4）履行が不適切な場合の成績評定における減点

照査技術者による照査状況の報告が履行されない場合又は照査に不備があった場合は、富山県設計業務等成績評定要領に定める業務執行上の過失のうち業務実施体制に問題があったものとして取り扱う。

2 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に、指名通知を行う案件から適用する。

事務担当：
農村整備課技術管理係
建設技術企画課技術指導係
検査室工事検査班

○委託業務種別ごとの照査要領等について

委託業務種別		照査要領等
農林水産部	農林水産部が発注する農地に係わる委託業務	設計業務照査の手引書（案）（農林水産省）
	農林水産部が発注する林務に係わる委託業務	設計業務等照査要領（富山県土木部）
土木部	土木部が発注する委託業務（営繕関係の委託業務は除く）	設計業務等照査要領（富山県土木部）

富山県設計業務等成績評定要領に定める単純調査業務について

富山県設計業務等成績評定要領（考査基準）より抜粋

4. 「調査業務、設計業務」及び「単純調査業務」について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。

しかしながら、「調査業務、計画業務」には、この採点表を使用するに及ばない、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含まれることから、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。

なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

(中略)

「単純調査業務」の例

各部門共通	書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路（農道、林道含む）	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
コンクリート構造物 （トンネル、水路など）	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災 環境	資料収集的な業務 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で規定されている測定業務

建 技 第 4 3 8 号
平成 2 9 年 3 月 1 日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

土木設計業務等変更ガイドライン（富山県土木部版）について

土木設計業務等の変更契約事務については、これまでも円滑かつ適切に手続きを実施してきたところですが、このたび国土交通省から手引きとして、「土木設計業務等変更ガイドライン」が制定されたことから、本県においても土木部版を作成しましたので、今後とも円滑かつ適切に変更契約事務手続きを行うための手引きとして活用して下さい。

なお、この電子データは、富山県土木部建設技術企画課のホームページ及び建設技術企画課の庁内掲示板よりダウンロードできます。

(事務担当：技術指導係)

建 技 第 544 号
令和 6 年 3 月 28 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

業務書類の簡素化試行要領（案）及び設計業務で使用する書類の改定について

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

1 主な改定内容（詳細は別添資料参照）

改定箇所	改定内容
業務書類の簡素化試行要領（案）	・書類の提出手法を「電子メール」から「電子データ」へ修正（情報共有システムの利用等による提出も想定）
業務書類の簡素化一覧表（案）	
参考資料 設計業務等で使用する書類	・業務着手届の廃止、業務工程表の記載変更

2 適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

ただし、既発注業務においても受発注者間協議の上、適用可能とする。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）

富山県土木部設計業務等で使用する書類について

R 6 改定箇所

番 号	様式	改定内容
参考様式第 4 3 号	業務着手届	様式の削除
—	前払金請求書	—
様式第 1 0 1 号	業務打合簿	—
様式第 1 0 2 号	業務工程表	業務着手日の記載
様式第 1 0 3 号の 1	再委託申請書	—
様式第 1 0 4 号	現場事故報告書	—
様式第 1 0 5 号の 1	管理技術者等届	—
様式第 1 0 5 号の 2	管理技術者等変更届	—
様式第 1 0 6 号	業務履行報告書	—
様式第 1 0 7 号	履行期間延長申出書	—
様式第 1 0 8 号	業務段階確認申出書	—
別紙 2	身分証明書交付願	—
様式委第 1 1 1 号	業務完了届	—
—	業務成果引渡書	—
—	委託料請求書	—

受注者から提出される書類は、すべて押印は不要となっています。